

第14回 定時株主総会 招集ご通知



E-J Holdings

日時

2021年8月27日（金曜日）
午前10時

場所

岡山市北区駅元町1-5
ホテルグランヴィア岡山 4階
フェニックスの間

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款の一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
第5号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬の額及び内容等の 改定の件	
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	36
計算書類	47
監査報告書	54

株主の皆様へ

1. 本年総会では、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、議決権は事前に議決権行使書（郵送）にて行使いただき、ご来場を見合わせることをご検討いただけますようお願いいたします。
2. また、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、例年より小規模かつ議事を短縮して運営させていただきます。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。
3. ご来場の株主様には、受付にて検温（非接触式）の実施、アルコール消毒及びマスク着用のご協力、並びに検温の際、発熱等がある株主様には会場への入場をお断りさせていただくことがありますこと、ご了承くださいませようお願いいたします。

【お土産について】

本年総会では、お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

E・J ホールディングス株式会社

証券コード：2153

株主各位

岡山市北区津島京町3丁目1-21

E・Jホールディングス株式会社

代表取締役社長 小谷 裕司

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年8月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年8月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	岡山市北区駅元町1-5 ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 (1) 第14期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第14期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容等の改定の件

以 上

お願い 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を、インターネット上の当社ホームページにおいて掲載いたします。

 当社ホームページ： <https://www.ej-hds.co.jp>



議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の期末配当につきましては、当期の実績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ① 当社普通株式1株につき 35円
 - ② 総額 562,748,830円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年8月30日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更理由
コーポレート・ガバナンスの充実および経営の一層の強化を図るため、取締役の員数を7名以内から10名以内に変更するものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 第19条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。 2 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 第19条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 2 (現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任につきましては、社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会にて十分な審議を経て、決定しております。(事業報告25ページ「2. 指名・報酬委員会の概要」参照)

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

こ たに
小谷

ゆう じ
裕司

1957年11月25日生

再任



略歴、地位、担当

1990年9月 (株)エイトコンサルタント 1996年8月 同社 代表取締役社長(現任)
(現(株)エイト日本技術開発)入社 2007年6月 当社 代表取締役社長(現任)
1992年7月 同社 取締役 東京事務所長

重要な兼職の状況

(株)エイト日本技術開発 代表取締役社長、(株)八雲 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社設立以来、代表取締役社長として当社グループの経営を統括し、強いリーダーシップと決断力で当社グループを牽引してきた実績と経営全般の状況や業界の市場環境等の動向に精通し、高度な経営判断や大所高所の観点から適確に経営を行う能力を有し、当社グループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数：
409,600株

取締役会への出席状況：
100% (13回/13回)

候補者番号 **2** はまの **浜野** まさのり **正則** 1954年12月17日生

再任



略歴、地位、担当

1979年4月	(株)エイトコンサルタント入社 (現株)エイト日本技術開発)	2011年8月	当社 取締役管理本部長 (現任)
2003年6月	同社 管理本部経理部長	2013年8月	(株)エイト日本技術開発 取締役執行役員管理本部長
2006年6月	同社 執行役員管理本部副本部長	2014年6月	同社 取締役常務執行役員管理本部長
2007年6月	当社 管理本部副本部長		
2011年6月	当社 管理本部長		

取締役候補者とした理由

長年、管理本部長として、当社及び当社グループの経営・財務等の管理部門の中心的役割を担っております。また、2011年8月から取締役として当社グループ全体の管理・統制の役割・職責を適切に果たしております。当社グループの経営の推進と当社グループの価値向上に向け適確に経営を行う能力を有しているものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式の数：
14,100株

取締役会への出席状況：
100% (13回/13回)

候補者番号 **3** こたに **小谷** みつとし **満俊** 1967年11月15日生

再任



略歴、地位、担当

2001年6月	(株)エイトコンサルタント入社 (現株)エイト日本技術開発)	2020年6月	(株)エイト日本技術開発 執行役員事業推進本部長 (現任)
2019年6月	同社 総合企画部長	2020年8月	当社 取締役 企画本部長
2019年6月	当社 企画本部 企画部長	2021年6月	当社 取締役事業統括本部・企画本部担当 (現任)

重要な兼職の状況

(株)那賀ウッド 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社および当社の主要な子会社(株)エイト日本技術開発)の企画部門や事業推進部門の中心的役割を担い、構造改革に伴う経営基盤の強化に努めるとともに、中期経営計画の立案・推進や新事業の拡充等に従事するなど、当社グループの企業価値向上を図るために適切な役割を果たしています。また、関係会社の代表取締役社長として企業経営にも関与するなど、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式の数：
225,000株

取締役会への出席状況：
100% (13回/13回)

候補者
番号

4 なが い 永井

せん じ 泉治

1955年11月21日生

新任



略歴、地位、担当

1980年4月	(株)エイトコンサルタント入社 (現(株)エイト日本技術開発)	2020年6月	同社 常務取締役 事業統括(兼)総合企画担当
2017年8月	同社 取締役常務執行役員 事業推進本部長	2021年6月	同社 常務取締役 総合企画担当(現任)
2019年6月	同社 取締役常務執行役員 総合企画本部長	2021年6月	当社 事業統括本部長(現任)

重要な兼職の状況

(株)エンジョイファーム代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の主要な子会社(株)エイト日本技術開発)の技術部門、企画部門、事業推進部門等において中心的役割を担っており、2017年8月から同社取締役として同社の経営に従事し、その役割・責務を適切に果たすとともに、本年6月より当事業統括本部長としてグループ経営に努めており、また、関係会社の代表取締役社長として企業経営にも関与するなど、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式の数：
39,000株

取締役会への出席状況：
－％（－回／－回）

候補者
番号

5 きん 金

せい かん 声漢

1963年2月21日生

新任



略歴、地位、担当

1987年4月	日本技術開発(株)入社 (現(株)エイト日本技術開発)	2020年8月	同社 取締役常務執行役員 防災保全事業部長
2014年6月	同社 防災事業部 地盤技術部門長	2021年6月	同社 取締役常務執行役員 管理本部長(現任)
2019年6月	同社 執行役員 防災保全事業部副事業部長(兼)地盤技術部門長	2021年6月	当社 企画本部長(現任)
2020年6月	同社 常務執行役員 防災保全事業部長		

重要な兼職の状況

(株)エイト日本技術開発 取締役常務執行役員管理本部長

取締役候補者とした理由

当社の主要な子会社(株)エイト日本技術開発)の技術部門トップとして生産や品質の向上等の中心的役割を担い、また、2020年8月より同社取締役として事業部門の運営や事業展開の拡充に従事し、その役割・責務を適切に果たしてまいりました。また、本年6月より同社取締役管理本部長として管理部門のトップとして経営計画における諸課題の解決や改善策の取りまとめに努めるとともに、当社企画本部長として当社グループ経営の重要な役割を担い、グループ経営の推進に適任であると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式の数：
7,964株

取締役会への出席状況：
－％（－回／－回）

候補者番号 **6** の **二宮** の **幸一** こういち 1948年5月27日生

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当

1973年4月	大和証券(株)(現 ㈱大和証券グループ本社) 入社	2008年6月	フィンテックグローバル(株) 経営戦略本部担当常任顧問
1998年5月	同社 岡山支店長	2008年12月	同社 常勤監査役
2004年6月	大和証券投資信託委託(株) 常勤監査役	2015年12月	同社 顧問
		2016年8月	当社 社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり証券・金融業界に関わられており、その豊富な経験と高い識見は、当社グループの資本政策等に関する有益な助言やコーポレート・ガバナンスにおいても強化が図れるものと判断し、また、一般株主と利益相反する恐れもないことから、社外取締役として独立性・中立性について十分確保されるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また、同氏は、その就任してから本株主総会終結の時をもって5年であります。その間、社外取締役として、取締役会では忌憚ない意見等を述べられ、また、指名・報酬委員会では中心的役割を担っております。

所有する当社株式の数：
一株

取締役会への出席状況：
100% (13回/13回)

候補者番号 **7** あべ **阿部** ひろふみ **宏史** 1955年1月21日生

新任

社外



略歴、地位、担当

1981年4月	京都大学工学部 助手	2012年4月	同大学 理事(兼)副学長(兼)大学院環境学研究科 教授
1987年8月	岡山大学工学部 助手	2017年4月	同大学 大学院環境生命科学研究科 教授
1999年4月	同大学 環境工学部 教授	2020年3月	同大学 定年退職
2004年4月	同大学 大学院環境学研究科 教授	2020年4月	同大学 名誉教授授与
2007年4月	同大学 大学院環境学研究科 研究科長	2021年2月	環太平洋大学 経営学部 教授(兼)副学長(兼)地域・社会連携センター長(現任)

重要な兼職の状況

環太平洋大学(岡山県)経営学部 教授(兼)副学長(兼)地域・社会連携センター長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡山大学名誉教授として環境工学分野に精通されるとともに、大学理事などを歴任され、その豊富な経験と知識は当社グループが行っている建設コンサルタント事業において有益な助言やコーポレート・ガバナンスにおいて強化が図れるものと判断し、また、一般株主と利益相反する恐れもないことから、社外取締役として独立性・中立性について十分確保されるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。

所有する当社株式の数：
一株

取締役会への出席状況：
-% (一回 / 一回)

候補者
番号

8 につ た
新田

とう へい
東平

1958年3月26日生

新任

社外



略歴、地位、担当

1981年8月	新和監査法人((現)有限責任 あずさ監査法人) 入社	2007年7月	同法人 岡山事務所 所長
1999年5月	同法人 社員((現)アソシエイト・パートナー) 昇格	2020年6月	同法人 定年退職
2006年5月	同法人 代表社員((現)パートナー) 昇格	2020年7月	新田公認会計士事務所開所 (現任)

重要な兼職の状況

新田公認会計士事務所所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての経歴及びこれまでの経験をもとに、取締役会に有益な助言・提言をいただくとともに、経営執行等の適正性について中立的な監査をしていただけると判断して、また、一般株主と利益相反する恐れもないことから、社外取締役として独立性・中立性について十分確保されるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数：
一株

取締役会への出席状況：

－%（一回 / 一回）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社及び当社グループ会社では、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、本保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする再任候補者については、既に本保険契約の被保険者であり選任後も引き続き被保険者となり、新任候補者は新たに本保険契約の被保険者となります。
3. 二宮幸一氏、阿部宏史氏、新田東平氏は社外取締役候補者であります。
4. 二宮幸一氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって5年であります。
5. 二宮幸一氏、阿部宏史氏、新田東平氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、原案どおり選任された場合、二宮幸一氏は引き続き、また、阿部宏史氏及び新田東平氏は新たに独立役員となる予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。補欠監査役候補者は次のとおりであり、坂野雅和氏は現監査役藤井勉氏の補欠としての候補者、磯崎淳子氏は社外監査役の補欠としての社外監査役候補者として、それぞれ選任をお願いするものであります。

補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ています。

候補者番号 **1** ばん の **坂野** まさ かず **雅和** 1952年6月4日生



所有する当社株式の数：
28,900株

略歴、地位

1987年6月	日本技術開発(株) (現(株)エイト日本技術開発)入社	2016年8月	同社 取締役常務執行役員事業統括担当(兼)マネジメント事業部長(兼)計測・補償事業部長
2011年8月	(株)エイト日本技術開発 執行役員 交通インフラ事業本部道路・交通事業部長	2017年6月	同社 常務取締役事業統括
2014年6月	同社 執行役員マネジメント事業部長	2019年6月	同社 常務取締役
2016年6月	同社 執行役員マネジメント事業部長(兼)計測・補償事業部長	2019年8月	同社 常勤監査役(現任)
		2019年8月	当社 取締役 監査部担当(現任)

重要な兼職の状況

(株)エイト日本技術開発 常勤監査役

補欠監査役候補者とした理由

当社の主要な子会社(株)エイト日本技術開発で、2016年8月から取締役事業統括、2017年6月からは事業部門の全社的な内部統制に従事し、2019年8月より同社常勤監査役に就任し、また、同年同月に当社取締役に選任され、監査部担当として当社グループ経営のガバナンス及びコンプライアンス等の体制の強化、推進に努めており、監査役の補欠候補者として適任であると判断し選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2 いそ ざき
磯崎

じゅん こ
淳子

1972年2月4日生

社外

独立役員



略歴、地位

1997年11月	司法書士試験合格	2013年1月	ふたば登記測量事務所 所長(現任)
2007年7月	ふたば司法書士法人 代表(現任)		
2012年11月	土地家屋調査士試験合格	2021年1月	(株)Y Jコーポレーション 代表取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ふたば司法書士法人 代表、ふたば登記測量事務所 所長、(株)Y Jコーポレーション 代表取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

司法書士及び土地家屋調査士ならびに経営者として経歴及び専門的知見をもとに、取締役会に有益な助言・提言をいただくとともに、経営執行等の適正性について中立的な監査をしていただけると判断して、社外監査役の補欠候補者として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数：

－ 株

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.磯崎淳子氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、本保険契約により填補することとしております。磯崎淳子氏が就任した場合、同氏は当該保険解約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考 当社取締役及び監査役に求める専門性及び経験

	No	内外	候補者氏名	スキルマトリックス					
				企業経営 企業戦略	技術・品質 R&D	営業戦略 マーケ ティング	財務戦略 会計	ガバナンス リスク管理 コンプライ アンス	人事労務 人材開発 ダイバー シティ
取締役	1	内	小谷 裕司	○		○		○	○
	2	内	浜野 正則	○			○	○	○
	3	内	小谷 満俊			○		○	
	4	内	永井 泉治	○	○			○	
	5	内	金 声漢		○			○	
	6	外	二宮 幸一				○	○	
	7	外	阿部 宏史		○	○			
	8	外	新田 東平				○	○	
監査役	1	内	藤井 勉					○	
	2	外	松原 治郎				○		
	3	外	宇佐美英司					○	
スキル項目		○印をつける理由							
企業経営・企業戦略		企業経営・企業の重要な意思決定に携わった経験等を踏まえ、経営戦略策定に貢献							
技術・品質・R&D		イノベーションに欠かせない新技術導入、ICT、情報セキュリティや品質対応等の経験・知見を踏まえて、経営に貢献							
営業戦略・マーケティング		国内外のマーケットのトレンド把握、営業戦略の決定において経営に貢献							
財務戦略・会計		財務、会計、税務や成長投資（M&A含む）に関する経験・知見を踏まえて経営に貢献							
ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス		コーポレートガバナンス、リスク管理、法務・コンプライアンスに関する経験・知見を踏まえて経営に貢献							
人事労務・人材開発・ダイバーシティ		人材戦略策定、人材開発・育成、ダイバーシティ、働き方改革等に関する知識・経験を踏まえて経営に貢献							

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容等改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2018年8月24日開催の第11回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認いただき本制度を運用してまいりましたが、本議案は、本制度の継続にあたり、上記定時株主総会でご承認いただいた内容の一部改定のご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の連結業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をこれまで以上に高めることを目的としております。今回の改定は、本制度による報酬の対象とする事業年度数を改定して本制度の運用に柔軟性をもたせるものであり、かかる本制度の継続及び改定は相当であると考えております。

本制度の目的は上記のとおりであり、当社は2021年7月13日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告26頁に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

※当社グループ子会社における取締役、執行役員その他所定の職位を有する者にも同様の株式報酬制度を導入しており、上記と同様の一部改定を予定しております。なお、当社グループ子会社の取締役に対する株式報酬制度の一部改定は、当社子会社各社の株主総会で承認を受けることを条件といたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	2022年5月末日に終了する事業年度から2025年5月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間（4事業年度）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金80,000,000円
④	②の対象期間満了後、新たに対象期間を設定した場合において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	当該新たに設定した対象期間の事業年度数に金20,000,000円を乗じた金額
⑤	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑥	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり18,500ポイント
⑦	ポイント付与基準	役位及び連結業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑧	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本制度の新たな対象期間は上記（1）の②の4事業年度とし、当社は、当該対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金80,000,000円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。この金額は、本制度の目的を達成するために相当であると考えております。本信託は、当社が追加拠出した金銭及び本信託内に残存している一定の金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社グループ子会社における取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金も追加信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、上記対象期間満了後の新たな対象期間として5事業年度以内の期間を都度定めるとともに、これに伴い本信託の信託期間を更に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあ

ります。この場合、当社は、当該新たに設定した対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該対象期間の事業年度数に金20,000,000円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程（制定済みですが現行制度の変更に伴いその内容を一部変更します。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び連結業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり18,500ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、本信託の受益者として当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、前記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症がパンデミック状態となり世界経済に多大な影響を及ぼす中、各国における経済対策の効果やワクチン普及による感染症収束への期待等により一部に持ち直しの兆しも見られましたが、変異型の拡大もあり雇用情勢や所得の先行きに対する不透明感も長期化し、国内外の景気の先行きについては、依然として予断を許さない状況が続いています。

当連結グループが属する建設コンサルタント業界の経営環境は、国及び自治体の財政状況が極めて厳しい中ではありますが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の閣議決定に伴い、社会資本整備の重点施策である国土強靱化、防災・減災対策や地域活性化施策の推進に向けて、2020年度に続き2021年度の公共事業関係費も前年度と同水準を維持するなど、グループにとっては引続き好調な市場機会が見込まれる状況であります。

当連結グループは、建設コンサルタントの使命である社会資本整備はもとより、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」「地域の創り手」として、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中においても、継続を求められる事業に従事しており、その役割は益々重要になっております。

このような状況の中、当連結グループは、「E・Jグループ第4次中期経営計画」(2017年7月12日公表)の最終年度として、引き続き、経営ビジョン「わが国第一級のインフラ・ソリューション・コンサルタントグループ」の実現を目指し、「盤石な経営基盤」の構築を図るべく、「主力事業の深化とブランド化」、「新事業領域の創出」、「グローバル展開の推進」、「環境の変化に即応する経営基盤整備の推進」という4つの基本方針のもと、連結子会社間の連携による総合力の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、テレワーク環境の整備やWeb会議システムを有効活用しながら、働き方改革を積極的に推し進めてまいりました。併せて、ICTの利活用によるBIM/CIM(3次元設計)等を推進し、生産性の向上を図ると同時に技術力やマーケティング力の強化にも取り組んでまいりました。

また、当連結グループの持続的な発展のためのESG(環境、社会、ガバナンス)経営への対応として、グループの重要な社会課題を特定し、その課題解決に努めることで、SDGs(持続的な開発目標)の達成にも貢献すべくグループ全体で取り組んでまいりました。

当連結グループが重点分野と定める、環境・エネルギー分野、自然災害リスク軽減分野、都市・地域再生分野、インフラ・マネジメント分野、情報・通信分野及び海外コンサルティング分野については、海外コンサルティング分野が新型コロナウイルス感染症拡大の影響による渡航制限などもあって大きく停滞したものの、その他の分野においては、前期からの繰越業務を豊富に抱えた状況を背景に、全体としては技術提案型業務の獲得を重視した付加価値型の営業展開を積極的に進めてまいりました。

生産面においては、新型コロナウイルス感染症拡大による工期延期などの影響も多少ある中で、工程管理の徹底による繰越業務の早期消化に最大限努力すると同時に、人的資源の適正配置等により着実・効率的な生産体制を整え、契約工期内の業務完成・売上計上を確実に実現するよう努めてまいりました。

なお、当事業年度より、新たに、株式会社二神建築事務所及び株式会社ダイミックを、第2四半期連結会計期間より、新たに設立した現地法人EJEC(Thailand)Co.,Ltd.を連結子会社としております。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、発注者支援業務等の受注増加もあり、受注高は全体として順調に推移し、369億2百万円(前連結会計年度比104.0%)となりました。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、大都市圏の社員の多くが在宅勤務等を余儀なくされる期間が長くありましたが、テレワーク環境の整備が順調に進み比較的効率的な作業環境を確保できたこと、また、発注者とのリモート協議についても特段の支障もなく実施できたこと等により、業務完成に大きな影響が出なかったことから、売上高は343億34百万円（同 113.0%）となりました。

損益面においては、総業務量が増加した中で引き続き工程管理を徹底したことによる作業効率の改善や出張等の移動の減少に伴う時間的ロスや経費が減少したこと等も売上原価率低減効果として現れたことなどから、営業利益は38億57百万円（同 129.2%）、また、持分法による投資利益1億60百万円等により、経常利益は40億54百万円（同 126.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億84百万円（同 137.2%）となり、全体として、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は想定よりも軽微なものにとどまったことなどから、連結の各利益は当初予想を上回る結果となりました。

なお、当連結グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントでありますので、セグメント別の業績は記載しておりません。

2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、427百万円で、主なものとしては(株)エイト日本技術開発の自社ビル改修工事122百万円、計測機器38百万円があります。

3. 資金調達の状況

当事業年度は、新株の発行及び自己株式の処分を行い、2,373百万円の資金調達を行っております。調達した資金は、当社連結子会社においてDXによる業務プロセス改革、生産効率の改善への投資ならびに新技術開発への研究開発投資等に充当する予定です。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年9月に当社子会社である㈱エイト日本技術開発が有する都市開発設計㈱の自己株式を除く全株式を現物配当にて取得し、同社を完全子会社としております。

8. 対処すべき課題

当業界をとりまく今後の経営環境としましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況によるところが大きく、不確実性の高い状況が継続すると想定されます。また、産業構造や生活様式、デジタル化の加速、価値観の多様化など社会・経済の変化は、新型コロナウイルス感染症の影響により加速していくものと認識しています。一方で、カーボンニュートラル施策やDX推進施策など社会課題解決につながる需要は世界的に拡大していくものと考えています。

当連結グループは、今後の経営・事業環境の変化を予想し、10年後の2030年度において、「わが国第一級のインフラ・ソリューション・コンサルタントグループ」として、活躍し続ける企業集団となれるよう2030年度を見据えた「長期ビジョン」を作成し、併せて、直面している課題への対応とビジョン達成に向けた最初のステップとして、2021年度をスタート年とする第5次中期経営計画（2021年度～2024年度）を新たに策定いたしました。

1. 長期ビジョン「E・J-Vision2030」の概要

(1) E・Jグループの果たすべき役割

コンセプトを「安心・夢のあるサステナブルな社会の実現に貢献する」としました。

国内外における今後の社会課題の変化や社会資本の方向性、E・Jグループのコア・コンピタンス等の特色を踏まえて、グループの果たすべき役割として、以下の3つとし、これらの主要な役割を果たしながら、建設コンサルタント業に求められる新たなインフラ整備への貢献を進めてまいります。

- ①環境負荷軽減対応への貢献
- ②持続可能で、レジリエントな社会づくりへの貢献
- ③地域の課題解決と活性化への貢献

(2) 長期ビジョンにおける基本方針

E S G経営の概念を根底に置き、基本方針として下記の4つを掲げ、上記の役割を果たしてまいります。

- ①環境負荷軽減対応の強化
再生可能エネルギー等環境負荷軽減施策の普及を支援し、レジリエントな循環型社会の形成に貢献する。
- ②持続可能でレジリエントな社会づくりへの貢献
国内外の良質なインフラ整備や維持管理と地域の生活環境向上や活性化施策を通して、「安全・安心な社会づくり」に貢献する。
- ③ダイバーシティ経営の実践
多様な人財開発・育成を積極的に行い、働きやすく、働きがいのある職場をつくる。
- ④最適な体制構築のためのガバナンスの強化
コンプライアンスやリスク管理を重視したガバナンス体制を整備し、経営の透明性を高め、ステークホルダーとの関係を強化する。

(3) 2030年度における連結業績目標

売上高	500億円
営業利益	60億円
親会社株主に帰属する当期純利益	40億円
自己資本利益率（ROE）	10%以上

2. 第5次中期経営計画「E・J-Plan2024」の概要

第5次中期経営計画における4年間は、「E・J-Vision2030」の達成に向けた「基盤整備・強化」の期間として位置づけており、第4次中期経営計画までの課題をもとに、既存事業の強化・深耕や新たなニーズに取り組んでまいります。

(1) 第5次中期経営計画の基本方針

① 既存事業強化とサービス領域の拡充

- a. 最先端技術を取り入れ、国土強靱化、老朽化するインフラ・メンテナンス、環境に配慮したサステナブルな社会インフラの整備、CM等の行政支援のサービスを深化させ、重点課題として取り組む。
- b. 3つのコア・コンピタンスを基盤にした6つの新重点分野により、今後成長が想定される事業領域の拡大、変革を図る。
- c. 経済発展とともにインフラ整備市場が拡大する東南アジアを中心に、M&Aも含め海外事業基盤の再構築を図る。
- d. 研究開発、デジタル機材等への積極的投資によりDX推進を加速し、競争優位性を確保する。

② 多様化するニーズへの対応力の強化

- a. データ、情報資産、ICT技術を活用した新商品、新サービスを開発する。
- b. 既存の農林事業を活かした地域課題解決ビジネスを深化させる。(BtoBtoCなど)
- c. グリーンインフラ、スマートシティ、物流・ロジスティックス推進等未来型社会インフラへの知見・ノウハウ・技術を獲得し新たなインフラニーズに取り組む。
- d. 新規事業、技術力強化に必要なM&Aを積極的に行う。

③ 環境変化に柔軟に対応できる経営基盤の構築

- a. バリューチェーンの進化により、業務の効率化・生産性の向上・成果品質の確保を図る。
- b. グループ総合力を結集し、更なる企業価値向上を目指す。
- c. サテライトオフィスやテレワークを活用した多様な働き方を実践し、ダイバーシティを尊重した職場づくりとグループのブランド力強化を行う。
- d. イノベーションやマネジメント人材育成の強化を目的とした『企業内学校』の創設と活用及び多様な人材確保によりグループの技術力の向上・人的資源の拡充向上を目指す。
- e. リスクマネジメント・内部統制の強化はもとより、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた強固なガバナンス体制の構築と経営の透明性の向上により、株主・投資家との信頼関係を醸成する。

(2) 連結業績目標（2024年度）

売上高	380億円
営業利益	46億円
親会社株主に帰属する当期純利益	31億円
自己資本利益率（ROE）	10%以上

次期におきましては、引続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、以下の課題に取り組み、事業拡大に努めてまいります。

- ①新たな6つの重点分野（自然災害・リスク軽減分野、インフラメンテナンス分野、デジタルインフラソリューション分野、環境・エネルギー分野、都市・地域再生分野、公共マネジメント分野）の技術の高度化と融合により、既存事業の強化を図りつつ他社との差別化を図る。
- ②未来型社会インフラ創造領域への事業展開を見据えながら、次世代基幹技術の開発を促進する。
- ③ウィズコロナ・アフターコロナにおける、働き方改革とバリューチェーン改革を促進する。
- ④優秀な人材の確保や育成を図るための取組みを推進する。
- ⑤リスク管理とグループガバナンスを強化する。

以上の取組みにより、安定的な収益性と強固な財務体質を堅持し、全てのステークホルダーへの還元を積極的に実施するとともに、E・Jグループ企業価値の更なる向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

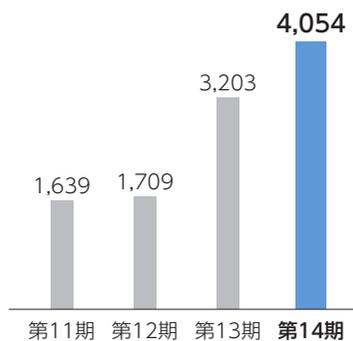
区分	第11期 2018年5月期	第12期 2019年5月期	第13期 2020年5月期	第14期(当期) 2021年5月期
完成業務高	25,819	26,172	30,394	34,334
経常利益	1,639	1,709	3,203	4,054
親会社株主に帰属する当期純利益	966	1,261	2,029	2,784
1株当たり当期純利益(円)	84.23	94.69	149.15	187.47
総資産	24,847	26,731	31,185	37,513
純資産	15,751	18,149	20,324	25,497

- (注) 1. 1株当たり当期純利益については小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は第12期より株式報酬制度を導入しております。1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第12期の期首から適用しており、第11期の総資産額については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。
4. 2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

完成業務高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)

親会社株主に帰属する当期純利益
(単位：百万円)

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況 (2021年5月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権比率 (%)
(株)エイト日本技術開発	2,056	総合建設コンサルタント事業	100.0
日本インフラマネジメント(株)	45	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)近代設計	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)共立エンジニア	56	総合建設コンサルタント事業	100.0
共立工営(株)	22	総合建設コンサルタント事業	100.0
都市開発設計(株)	31	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)北海道近代設計	25	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)
(株)アークコンサルタント	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)二神建築事務所	10	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)ダイミック	10	総合建設コンサルタント事業	100.0
EJEC(Thailand) Co.,Ltd.	4百万バーツ	総合建設コンサルタント事業	49.0 (49.0) [51.0]

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

3. 議決権比率における[]内は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数となっております。

(3) 特定完全子会社の状況

- ① 特定完全子会社の名称及び所在地 株式会社エイト日本技術開発 岡山県岡山市北区津島京町3丁目1番21号
- ② 当社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額
17,632百万円
- ③ 当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
25,278百万円

11. 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

区分及び主要事業		会社名
グループ全体を管理・統括する持株会社		E・Jホールディングス(株) (当社)
総合建設 コンサルタント事業	建設コンサルタント	(株)エイト日本技術開発 日本インフラマネジメント(株) (株)近代設計
	建設コンサルタント業務	(株)共立エンジニア 共立工営(株)
	補償コンサルタント	都市開発設計(株) (株)北海道近代設計
	調査業務	(株)アークコンサルタント (株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ 測量 地質調査
		(株)二神建築事務所 (株)ダイミック EJEC(Thailand) Co.,Ltd.

12. 主要な営業所 (2021年5月31日現在)

(1) 当社 本社 岡山県岡山市

(2) 重要な子会社

名称	所在地
(株)エイト日本技術開発	岡山県岡山市
日本インフラマネジメント(株)	岡山県岡山市
(株)近代設計	東京都千代田区
(株)共立エンジニア	島根県松江市
共立工営(株)	愛媛県松山市
都市開発設計(株)	群馬県前橋市
(株)北海道近代設計	北海道札幌市
(株)アークコンサルタント	岡山県津山市
(株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ	福岡県福岡市
(株)二神建築事務所	兵庫県姫路市
(株)ダイミック	栃木県宇都宮市
EJEC(Thailand) Co.,Ltd.	タイ国

13. 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
1,621名	104名増

(注) 当事業年度の使用人数は、「12. (2) 重要な子会社」の使用人数であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
23名	4名増

14. 主要な借入先 (2021年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	700百万円
三井住友信託銀行株式会社	90百万円
株式会社トマト銀行	53百万円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 株式会社の会社役員に関する事項

1. コーポレート・ガバナンスの概要

(1) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、グループ全体の企業価値の向上並びに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定及び業務執行並びにその監督を確実に実施すべく、持株会社である当社に経営の意思決定及び監督機能を持たせ、各事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うこととしております。また、当社経営に対するより高い信頼と評価を確保するために、当社グループ全役員が、関係法令や企業倫理の遵守を通して社会的責任を果たすことができる体制を構築、整備し、不祥事の発生防止に努めております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役2名を含む取締役7名の取締役会設置会社であり、また、社外監査役2名を含む監査役3名の監査役会設置会社であります。各取締役及び監査役は、客観的視点や専門的知識による広い視野で、監視及び監督機能を発揮し、また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2019年4月1日に社外取締役及び社外監査役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置しております。

コーポレート・ガバナンスの体制等については、下記コーポレート・ガバナンス体制図を参照願います。

2. 指名・報酬委員会の概要

(1) 設置の目的

取締役会の委嘱により、取締役及び監査役の選定等ならびに各取締役の報酬等の内容に関わる事項等について必要な審議を行い、もって経営の透明性の向上に資することを目的に設置し、年5回開催する計画となっております。

(2) 役員候補者の選任と指名にあたっての方針と手続き

- ・取締役候補者は、人格・識見・健康に優れ、当社グループ企業の企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- ・取締役候補者は、経営理念、経営ビジョンの継続性を尊重し、中期経営計画の達成に向け、経営環境の変化を見据えた適時適確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。
- ・取締役候補者には、多様な視点に基づく意思決定機能の強化と当社グループ企業の業務執行に対する監督機能の強化を目的として、社外取締役が複数人含まれることを要件としております。
- ・取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
- ・監査役候補者は、職責を全うすることが可能か、代表取締役、取締役、当社グループ企業の実務からの独立性確保等、監査役としての適確性を慎重に検討しております。
- ・社外監査役候補者は、前記要件に加えて、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
- ・監査役候補者の選定にあたっては、当会議案を監査役会が十分に検討し、同意した上で、取締役会において選定しております。

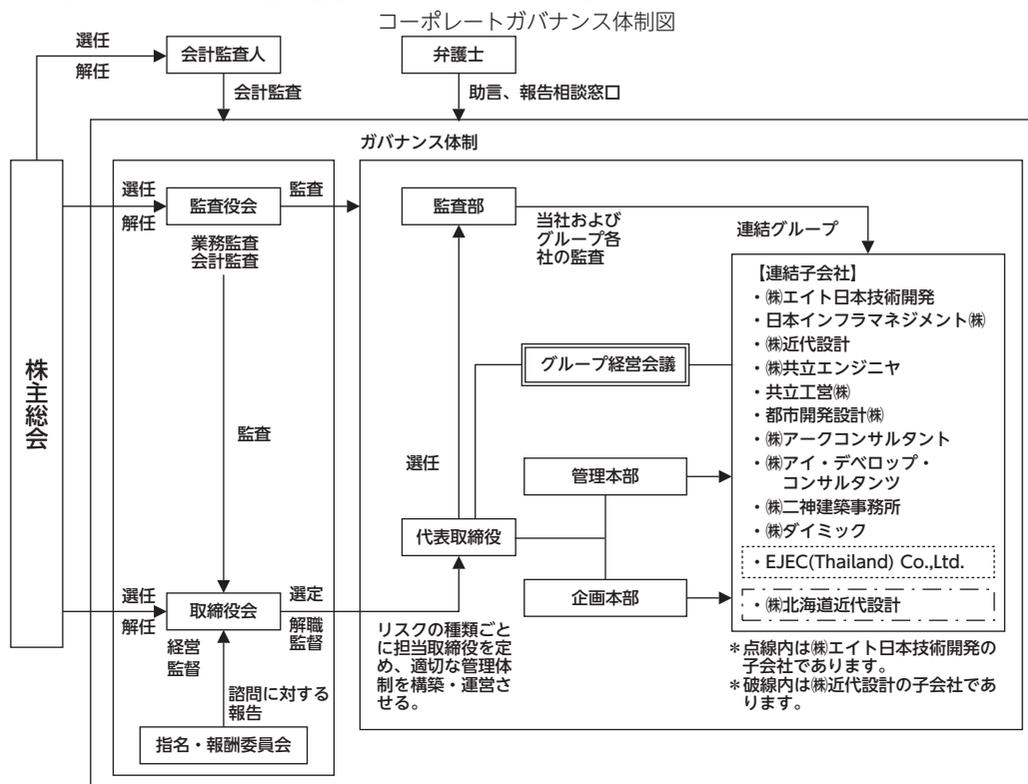
(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

① 役員報酬の基本設計

- 取締役の報酬は、企業価値の最大化に寄与する報酬設計としております。具体的には、役員規程及び役員等報酬規程を定め明文化するとともに、金銭報酬としての基本報酬と短期インセンティブ（当期業績報酬）並びに株式報酬としての長期インセンティブ（業績連動型株式報酬）で構成されております。
- 報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に産業界の中位水準を志向し、当該決定方針の内容を含む役員等報酬規程をメンバーの過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会において審議し取締役会にて決議し決定しております。
- 役員個別の報酬は、役割、会社業績社員給与等のバランスを考慮して定めた同規程の算定基準を用い算定し、役員報酬サーベイ等の市場水準調査結果等を用いた水準との妥当性の検証を図り決定しているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。
- 社外取締役及び社外監査役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとしております。

② 役員報酬の方針等の決定手続

- 取締役の報酬制度や基準の設定、役員毎の報酬水準の検証と見直し、業績連動型株式報酬の割当については、指名・報酬委員会において十分に審議し、取締役会にて決定しております。



3. 取締役及び監査役の状況 (2021年5月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 谷 裕 司	—	(株)エイト日本技術開発 代表取締役社長 (株)八雲 代表取締役社長
取締役	磯 山 龍 二	関係会社担当	—
取締役	浜 野 正 則	管理本部長	—
取締役	坂 野 雅 和	監査部担当	(株)エイト日本技術開発 常勤監査役
取締役	小 谷 満 俊	企画本部長	(株)那賀ウッド代表取締役社長
社外取締役	阪 田 憲 次	—	一般社団法人岡山県コンクリート技術センター理事長
社外取締役	二 宮 幸 一	—	—
常勤監査役	藤 井 勉	—	(株)エイト日本技術開発 常勤監査役
社外監査役	松 原 治 郎	—	公認会計士
社外監査役	宇佐美 英 司	—	弁護士

- (注) 1. 取締役の阪田憲次氏及び二宮幸一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役の松原治郎氏及び宇佐美英司氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役松原治郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役宇佐美英司氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役阪田憲次氏、二宮幸一氏及び監査役松原治郎氏、宇佐美英司氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
 6. 当社では、グループ全ての役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、本保険契約により填補することとしております。本保険契約は、2021年2月24日付当社取締役会にて承認され継続して締結しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の種類別総額		支給総額
		金銭報酬	株式報酬	
	名	百万円	百万円	百万円
取締役 (内社外取締役)	7 (2)	70 (9)	4 (―)	75 (9)
監査役 (内社外監査役)	3 (2)	18 (9)	― (―)	18 (9)
合計 (内社外役員)	10 (4)	89 (19)	4 (―)	93 (19)

(注) 1. 当社の社外取締役を除く取締役（以下、社内取締役という）の報酬は、金銭報酬と株式報酬で構成され、社外取締役の報酬は金銭報酬としております。

2. 金銭報酬の報酬限度額は、2009年8月26日の第2回定時株主総会により総額200百万円以内であります（当該定時株主総会終了後の取締役の員数は5名）。また、業績連動型株式報酬制度（信託期間3年、上限金額24百万円、取引市場による取得、事業年度毎のポイント付与による株式算定、取締役退任時に交付）を、2018年8月24日の第11回定時株主総会決議に基づき導入しております（当該定時株主総会終了後の対象取締役の員数は5名）。

a 業績指標の内容及びその選定理由

当社は中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をこれまで以上に高めることに努めており、取締役の業績連動型株式報酬については、当社の連結売上高、連結経常利益、連結ROEをポイント付与の指標としております。

b 業績連動型株式報酬の額又は数の算定方法

業績連動型株式報酬につきましては、評価対象期間（毎年6月から翌年5月末）の期間において以下の算式のとおり算出された数をポイントとして取締役（社外取締役を除く）に付与しております。

付与ポイント＝非業績連動ポイント＋業績連動ポイント

また、具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%について、「1ポイント＝1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイントの30%については受益権確定日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

c 業績指標に関する実績

	売上高（連結）	経常利益（連結）	ROE（連結）
2021年5月期	34,334百万円	4,054百万円	12.2%
2020年5月期	30,394百万円	3,203百万円	10.5%

3. 監査役の報酬は、2011年8月26日の第4回定時株主総会にて50百万円以内と定めております（当該定時株主総会終了後の監査役の員数は3名）。
4. 上記の株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額4百万円です。

5. 社外役員に関する事項

区分	氏名	活動状況
社外取締役	阪 田 憲 次	当事業年度の取締役会は 13回開催され内12回出席し、土木工学分野の専門家としての観点から必要な意見や助言を適宜行っております。
社外取締役	二 宮 幸 一	当事業年度の取締役会は 13回開催され全て出席し、証券・金融業界での豊富な経験と高い見識による資本政策等の観点から必要な意見や助言を適宜行っております。
社外監査役	松 原 治 郎	当事業年度の取締役会は 13回開催され全て出席し、また、監査役会は10回開催され全て出席し、議案・審議等につき、財務・会計の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宇佐美 英 司	当事業年度の取締役会は 13回開催され全て出席し、また、監査役会は10回開催され全て出席し、議案・審議等につき、法務の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外役員（重要な兼職先を含む）と当社の間には重要な取引関係等は有りません。

4 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に係る報酬等の額
18百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が上記報酬等に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法及び見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

4. 責任限定契約

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社がこれからも、より高い信頼と評価を獲得し、顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークホルダーから支持され続けるため、取締役会において次のとおり業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を決議しております。

1. 当社及びグループ企業（以下、グループ企業等という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、法令及び定款を遵守するとともに、E・Jグループ中期経営計画等に掲げる企業理念・経営方針にのっとり、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、グループ企業等の横断的な内部統制の充実と監視体制の整備を図る。

- ◇ コンプライアンス・プログラムやその他社内規程、並びに関係する法令の役職員への周知徹底を推進する。
- ◇ コンプライアンス担当部署を明確にするとともに、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかかつ適切に指摘できる内部通報手続制度等の対応体制の整備を図る。
- ◇ 適切な業務運営体制を確保すべく、代表取締役直轄の「監査部」が内部監査規程等に基づく内部監査を定期的に実施・報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、漏洩等のないよう万全を期すとともに、必要に応じて執行状況等の確認・検証等が適切かつ迅速に実施できる体制整備を図る。

- ◇ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い、保存・管理する。
- ◇ 取締役が、常にこれらの情報を閲覧できる体制を整備する。
- ◇ 重要な情報の開示については、法令及び社内規程に従い適正に行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理（以下、リスク管理という）に関しては、適切かつ迅速に対応できる体制の整備を図る。

- ◇ 代表取締役は、リスクの種類ごとに担当取締役を定め、グループ企業等の適切な管理・情報伝達の体制を整備する。
- ◇ 取締役は、損失の危機を予防・回避するため、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアル等の整備をするとともに、グループ企業等への周知・徹底を図る。
- ◇ リスクが顕在化し、重大な損害等の発生が予測される場合は、担当取締役を責任者とする迅速かつ的確な情報コントロールと対応体制を整備する。
- ◇ 監査部門の内部監査規程に基づく、グループ企業等を含む定期的な内部監査体制を整備し、グループ企業等内における問題点・課題等の把握に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の整備を図る。

- ◇ 中期経営計画、年度予算制度に基づきグループ予算を策定するとともに、連結ベースでの業績管理を行う。
- ◇ 社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行を行う。
- ◇ グループ企業等の業績状況の収集・提供体制を確保し、取締役並びに取締役会が迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、統一的かつ横断的なコンプライアンスの実践と監視を図るための体制を整備する。

- ◇ グループ企業等の各種計画・方針等の実践において意思統一を図るため、情報連絡体制を充実させるとともに、その周知徹底を図る。
- ◇ グループ企業等に影響を及ぼす重要な事項については、グループ経営会議等の緊急招集を含め、迅速かつ適切な情報連絡と対応体制の整備を図る。
- ◇ グループ企業等の代表者及び取締役が参加する経営会議を定期的に開催し、経営上重要な事項の検討や職務の執行に係る事項等で意思疎通を図り、グループ企業等の連携した迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人（以下、当該使用人という）に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ◇ 当社の監査役は、必要に応じ監査部所属の職員を監査役の職務補助として従事させることができる。
- ◇ 当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮・命令を受けないものとする。
- ◇ 当該使用人が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事しなければならない。

7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役に対し、法令、定款その他の社内規程に定められた事項に加え、下記事項を報告する。
 - ① 会社に著しい損害及び重大な影響を及ぼす事項の発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合。
 - ② 企業倫理に関する苦情・相談に対する通報の状況。

- ③ グループ経営会議に付議・報告された事項。
- ④ その他監査役会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。
- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ◇ 当社の監査役に上記報告及び情報提供を行ったグループ企業等の者が、当該報告等したことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、内部通報規定を遵守するとともに、グループ企業へ遵守の徹底を図る。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ◇ 当社の監査役が職務の遂行について、当社に対し前払いまたは償還等の請求をなした場合、当該請求が監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ◇ 当社は、毎年、監査役会承認の監査計画に基づき、監査役の職務の遂行に生じる費用等の予算を設ける。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ◇ 取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じての取締役及び使用人の説明を求める体制を整備する。
- ◇ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、円滑な職務の遂行体制を整備する。
- ◇ 監査役と代表取締役、監査役と監査部、監査役と会計監査人の定期的な報告会を開催する。
- ◇ 監査役と監査部と会計監査人の合同による定期的な情報・意見交換会を開催する。
- ◇ グループ企業の監査役及び当社監査役との合同の情報・意見交換会を定期的に開催する。

(上記基本方針に基づく具体的な取組み)

1. グループ企業等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の事業活動は、独占禁止法、下請法、会社法、金融商品取引法その他様々な法令等の規制を受けており、グループ企業等各社では、コンプライアンス・プログラムを作成し、行動規範、遵守項目、行動指針などを定め、すべての役職員が法令順守の徹底に努めております。また、「リスク管理規程」を制定し、法令違反等が発生した場合の是正体制、また、法令違反等を発見した場合の内部通報手続きや通報者保護を明文化し、速やかかつ適切に指摘できる体制を整備しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令・社内規程に従い、会議等の議事録を作成し所管部署にて適切に保管・管理をするとともに、監査役等からの要請に応じ、常に閲覧できる体制にあります。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、定期的開催されるグループ経営会議において、常時情報交換を行うとともに、リスクの発生が予測される場合は、グループ企業等全体で対応できる体制を整備しております。また、グループ企業等を含む定期的な内部監査を実施し、必要に応じ改善等の対応を図っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「E・Jグループ第4次中期経営計画」を策定し、連結ベースでの業績管理を行うとともに、グループ経営会議等でその状況を確認し、必要策を審議し、迅速に対応しています。

5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

定期的グループ経営会議を開催し、「E・Jグループ第4次中期経営計画」の目標達成のため、経営上重要な事項や職務の執行に係る事項等の審議、検討を行い企業集団としての統一かつ横断的な経営とコンプライアンスの徹底に努めています。

併せて「企業集団の現況に関する事項 8.対処すべき課題」にて記載のとおり、第5次中期経営計画として「E・J—Plan2024」を策定しコーポレートガバナンス体制の構築と経営の透明性の向上に努めます。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請に応じ、職務補助員を従事させております。職務補助員が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事するものとしています。

7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役は、グループ経営会議に出席し、グループ企業等の状況を把握するとともに、監査役監査の一環としてグループ企業等の取締役、従業員からヒヤリング等を実施しています。また、当社監査役主催の定例のE・Jグループ監査役連絡会において情報交換や報告がなされています。

8. 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の仕事の執行に必要な費用は、毎年監査計画で予算化するとともに、その費用は請求に応じ速やかに償還等の処理を行っています。

9. その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会等の重要な会議への出席や当社監査役主催によるグループ企業等の監査役、会計監査人と当社内部監査部の合同による「三様監査会議」を四半期ごとに開催し、定期的に情報と意見を交換し、監査の実効性を高めています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2021年5月31日現在

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
(資産の部)		(37,513)	(負債の部)		(12,015)
流動資産		26,480	流動負債		10,721
現金及び預金		18,975	業務未払金		834
受取手形及び完成業務未収入金		3,748	1年以内償還予定の社債		50
未成業務支出金及び貯蔵品	注2	3,219	1年以内返済予定の長期借入金	注1	305
業務前渡金		69	未払金		1,067
前払費用		267	未払費用		2,127
その他		204	未払法人税等		1,120
貸倒引当金		△4	未払消費税等		769
固定資産		11,032	未成業務受入金		4,034
有形固定資産		5,254	役員賞与引当金		33
建物及び構築物	注1.3	2,416	業務損失引当金	注2	232
機械装置及び運搬具	注3	53	その他		146
工具器具及び備品	注3	456	固定負債		1,294
リース資産	注3	11	長期借入金	注1	572
土地	注1	2,315	リース債務		8
建設仮勘定		1	繰延税金負債		53
無形固定資産		1,248	退職給付に係る負債		357
のれん		987	役員株式給付引当金		52
その他		260	従業員株式給付引当金		21
投資その他の資産		4,529	長期未払金		197
投資有価証券		2,693	債務保証損失引当金	注5	13
長期固定化債権		0	預り保証金		18
賃貸用不動産	注4	441	(純資産の部)		(25,497)
繰延税金資産		357	株主資本		24,700
退職給付に係る資産		80	資本金		2,803
その他		1,082	資本剰余金		4,387
貸倒引当金		△125	利益剰余金		17,593
			自己株式		△84
			その他の包括利益累計額		790
			その他有価証券評価差額金		510
			為替換算調整勘定		△0
			退職給付に係る調整累計額		280
			非支配株主持分		7
資産合計		37,513	負債純資産合計		37,513

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2020年6月1日から2021年5月31日まで

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	
売上高			34,334
完成業務高			
売上原価			22,933
完成業務原価	注 1.2		
売上総利益			11,401
販売費及び一般管理費			7,543
営業利益			3,857
営業外収益			
受取利息及び配当金		42	
不動産賃貸収入		31	
持分法による投資利益		160	
その他		54	289
営業外費用			
支払利息		11	
不動産賃貸費用		23	
支払保証料		12	
為替差損		14	
株式交付費		17	
その他		12	91
経常利益			4,054
特別損失			
固定資産除却損	注 3	16	
投資有価証券売却損		4	21
税金等調整前当期純利益			4,033
法人税、住民税及び事業税		1,394	
法人税等調整額		△145	1,249
当期純利益			2,784
親会社株主に帰属する当期純利益			2,784

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 2020年6月1日から2021年5月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,000	3,785	15,093	△1,058	19,819
当期変動額					
新株の発行	803	803	—	—	1,606
剰余金の配当	—	—	△344	—	△344
連結範囲の変動	—	—	60	—	60
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,784	—	2,784
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	△201	—	975	773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	803	601	2,500	974	4,880
当期末残高	2,803	4,387	17,593	△84	24,700

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	410	—	94	505	—	20,324
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	1,606
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△344
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	60
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	2,784
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	99	△0	185	285	7	292
当期変動額合計	99	△0	185	285	7	5,172
当期末残高	510	△0	280	790	7	25,497

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称等

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称 株式会社エイト日本技術開発、日本インフラマネジメント株式会社、株式会社近代設計、株式会社共立エンジニア、共立工営株式会社、都市開発設計株式会社、株式会社北海道近代設計、株式会社アークコンサルタント、株式会社アイ・デベロップ・コンサルタント、株式会社二神建築事務所、株式会社ダイミック、EJEC (Thailand) Co.,Ltd.

(連結の範囲に関する事項の変更)

当連結会計年度より、株式会社二神建築事務所及び株式会社ダイミックについては重要性の観点から、EJEC (Thailand) Co.,Ltd.については、当連結会計年度中に新規設立したことに伴い、新たに連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社エンジョイファーム他5社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社6社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、かつ全体として重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社演算工房

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

株式会社エンジョイファーム他6社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社6社及び関連会社1社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は以下のとおりであります。

未成業務支出金 …… 個別法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

② 賃貸用不動産 …… 定率法

ただし、有形固定資産（リース資産を除く）及び賃貸用不動産について、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～60年

賃貸用不動産 8年～50年

③ 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

④ リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額にもとづき計上しております。

③ 業務損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成業務の損失見込額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役のうち受益者要件を満たす者への株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ 従業員株式給付引当金

株式交付規程に基づく執行役員その他所定の職位を有する者のうち受益者要件を満たす者への株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

⑥ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案して損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～11年）による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理することとしております。

なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生年度に全額償却することとしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 完成業務高の計上基準

進捗部分について成果の確実性が認められる業務については業務進行基準（業務の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の業務については業務完成基準を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

注1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	12百万円
土地	14百万円
計	26百万円

担保付債務は、以下のとおりであります。

1年以内返済予定の長期借入金	8百万円
長期借入金	45百万円
計	53百万円

注2. 損失の発生が見込まれる業務契約に係る未成業務支出金は、これに対応する業務損失引当金32百万円を相殺して表示しております。

注3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,637百万円

注4. 賃貸用不動産の減価償却累計額 337百万円

注5. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)那賀ウッド	13百万円
債務保証損失引当金	13百万円
差引	一百万円

連結損益計算書に関する注記

注1. 未成業務支出金の収益性の低下による簿価切下額

完成業務原価	2百万円
--------	------

注2. 完成業務原価に含まれている業務損失引当金繰入額 227百万円

注3. 固定資産除却損の内訳

建物及び構築物	3百万円
工具器具及び備品	0百万円
無形固定資産「その他」電話加入権	0百万円
撤去費用	12百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,261,060	8,817,860	—	16,078,920

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、公募による新株式の発行628,400株、第三者割当による新株式の発行150,000株、株式分割による増加8,039,460株によるものであります。

2. 2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年8月28日 定時株主総会	普通株式	344	50	2020年5月31日	2020年8月31日

(注) 1. 配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年8月27日の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	562	35	2021年5月31日	2021年8月30日

(注) 配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当連結グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらのうち、時価のあるものについては定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である業務未払金及び未払金は、ほぼすべてが1ヶ月以内の支払期日であります。また、長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であります。このうちの一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。これらの金銭債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

なお、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）4. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,975	18,975	—
(2) 受取手形及び完成業務 未収入金	3,748		
貸倒引当金（注1）	△0		
	3,747	3,747	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,955	1,955	—
資産 計	24,677	24,677	—
(1) 業務未払金	834	834	—
(2) 未払金	1,067	1,067	—
(3) 未払法人税等	1,120	1,120	—
(4) 未払消費税等	769	769	—
(5) 長期借入金（注2）	877	877	△0
負債 計	4,669	4,669	△0

（表示方法の変更）

「未払法人税等」及び「未払消費税等」は金銭的重要性が増したため、当連結会計年度より新たに注記しております。

（注）1. 受取手形及び完成業務未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 1年以内返済予定の長期借入金も含めております。

3. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格及び基準価格によっております。

負債

(1) 業務未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利によるものは、市場金利に基づいて利率を見直しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	738

（注）市場価格がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められます。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社の株式会社エイト日本技術開発は、岡山県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。また、保有する土地の一部に遊休資産があります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
462	459

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額にもとづいて自社で算定した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,601円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 187円47銭 |

- (注) 1. 2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、算定しております。
2. 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期末の普通株式の数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」106,564株、「従業員向け株式交付信託」51,556株）。
3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」107,712株、「従業員向け株式交付信託」55,363株）。

その他の注記

(株式報酬制度)

1. 役員向け株式交付信託

当社は、2018年8月24日開催の第11回定時株主総会及び連結子会社の定時株主総会決議に基づき、当社及び一部の連結子会社の取締役のうち受益者要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた取締役向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。（信託契約日 2018年12月7日）

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社及び連結子会社が定める株式交付規程に基づいて、各取締役に対するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は58百万円、株式数は106,564株であります。

2. 従業員向け株式交付信託

当社は、2018年7月13日の取締役会決議に基づき一部の連結子会社の執行役員その他所定の職位を有する者のうち受益者要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。（信託契約日 2018年12月7日）

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に関する実務上の取扱い（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、連結子会社が定める株式交付規程に基づいて、各従業員に対するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退職時であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は24百万円、株式数は51,556株であります。

追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りに与える影響）

当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症による当連結グループの経営成績等に与える影響は限定的でありました。

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を合理的に予測することは困難であります。ワクチン接種の普及等により徐々に収束し、回復していくものと仮定して会計上の見積りを行っております。

計算書類

貸借対照表 2021年5月31日現在

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
(資産の部)		(25,278)	(負債の部)		(778)
流動資産		3,580	流動負債		242
現金及び預金		3,426	1年以内返済予定の長期借入金		199
前払費用		11	未払金		3
未収還付法人税等		138	未払費用		17
その他		4	未払法人税等		3
			未払消費税等		16
固定資産		21,698	預り金		2
有形固定資産		0			
工具器具及び備品	注1	0	固定負債		535
無形固定資産		3	長期借入金		500
ソフトウェア仮勘定		3	繰延税金負債		24
投資その他の資産		21,694	役員株式給付引当金		11
投資有価証券		246			
関係会社株式		21,447	(純資産の部)		(24,500)
長期前払費用		0	株主資本		24,429
			資本金		2,803
			資本剰余金		17,624
			資本準備金		2,303
			その他資本剰余金		15,321
			利益剰余金		4,085
			その他利益剰余金		4,085
			繰越利益剰余金		4,085
			自己株式		△83
			評価・換算差額等		70
			その他有価証券評価差額金		70
資産合計		25,278	負債純資産合計		25,278

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2020年6月1日から2021年5月31日まで

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	
売上高			
関係会社経営管理料	注1	360	
関係会社受取配当金	注1	679	1,039
販売費及び一般管理費	注1		354
営業利益			684
営業外収益			
受取利息及び配当金	注1	7	
システム使用料	注1	6	
その他		0	14
営業外費用			
支払利息		3	
株式交付費		17	
その他		5	26
経常利益			673
税引前当期純利益			673
法人税、住民税及び事業税		3	
法人税等調整額		△0	2
当期純利益			670

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 2020年6月1日から2021年5月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,000	1,500	14,926	16,426	3,759	3,759
当期変動額						
新株の発行	803	803	—	803	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△344	△344
当期純利益	—	—	—	—	670	670
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	394	394	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	803	803	394	1,197	325	325
当期末残高	2,803	2,303	15,321	17,624	4,085	4,085

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△462	21,723	33	21,757
当期変動額				
新株の発行	—	1,606	—	1,606
剰余金の配当	—	△344	—	△344
当期純利益	—	670	—	670
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
自己株式の処分	378	773	—	773
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	36	36
当期変動額合計	378	2,705	36	2,742
当期末残高	△83	24,429	70	24,500

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法

耐用年数は次のとおりであります。

工具器具及び備品 4年

(2) 無形固定資産 …… 定額法

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役のうち受益者要件を満たす者への株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

注1. 有形固定資産の減価償却累計額	0百万円
2. 保証債務	
他の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
(株)アークコンサルタント	62百万円
(株)那賀ウッド	13百万円
計	76百万円

損益計算書に関する注記

注1. 関係会社との取引高	
売上高	1,039百万円
販売費及び一般管理費	6百万円
営業取引以外の取引高	6百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

保有する自己株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	457,562	79,402	378,462	158,502

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式買取り231株、株式分割による増加79,171株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少は、自己株式の処分による減少371,600株、信託による株式報酬制度で当該信託からの交付による減少6,862株（「役員向け株式交付信託」1,593株、「従業員向け株式交付信託」5,269株）によるものであります。
3. 当事業年度期首及び当事業年度末の普通株式の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式が含まれております（当事業年度期首「役員向け株式交付信託」54,875株、「従業員向け株式交付信託」31,047株、当事業年度末「役員向け株式交付信託」106,564株、「従業員向け株式交付信託」51,556株）。
4. 2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
投資有価証券評価損		2百万円
役員株式給付引当金		1百万円
その他		1百万円
小	計	5百万円
評価性引当額		△2百万円
繰延税金資産合計		2百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△27百万円
繰延税金負債合計		△27百万円
差引：繰延税金負債の純額		△24百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)エイト日本 技術開発	直接 100%	経営指導 役員の兼任 (3名)	経営管理料の受取 (注1)	276	—	—
				現物配当の受取 (注2)	445		

- (注) 1. 経営管理料については、グループ運営費用を基に決定しております。
 2. 現物配当の受取は、グループ内組織再編により、関係会社株式を取得したものであります。
 3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,538円91銭
2. 1株当たり当期純利益	45円13銭

- (注) 1.2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、算定しております。
2. 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期末の普通株式の数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」106,564株、「従業員向け株式交付信託」51,556株）。
3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」107,712株、「従業員向け株式交付信託」55,363株）。

その他の注記

（株式報酬制度）

連結注記表のその他の注記（株式報酬制度）に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

E・Jホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 幸 治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E・Jホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

E・Jホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 幸 治 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針と重点監査項目、監査の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について確認し、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社、事業部において業務等の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役とはE・Jグループ経営会議及び関係会社往査を通じ、子会社の監査役等とはE・Jグループ合同三様監査会議及び監査役連絡会を通じて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社取締役から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査部、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に説明を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月13日

E・Jホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井 勉 ⑨

社外監査役 松原 治郎 ⑨

社外監査役 宇佐美 英司 ⑨

以上

以上

